

防犯カメラ設置補助事業における設置基準

(趣旨)

第1 この基準は、宍粟市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱に定める防犯カメラ設置補助事業について、補助の対象となる防犯カメラの設置基準について定める。

(定義)

第2 この基準における用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラとは、専ら犯罪の防止を目的として公道等（不特定多数の人が通行する私道等を含む。）を撮影するために常設するカメラであって、映像の表示及び記録の機能を有するものをいう。
- (2) 自治会その他地域の団体とは、自治会、老人クラブ、子ども会、消費者団体、ボーイスカウト・ガールスカウト・その他の青少年育成団体、まちづくり協議会、自主防災・防犯組織などの団体で、以下に掲げるすべての要件を満たす団体をいう。
 - ア 一定の地域を基盤とし、地域に根ざした活動をしていること。
 - イ 活動を行う地域の多数の世帯・住民で構成されていること。
 - ウ 活動を行う地域の世帯・住民が自由に加入できること。
 - エ 規約や代表者を決めていること。

(補助対象要件)

第3 補助対象要件は、自治会その他地域の団体が行う防犯カメラ設置事業であって、次に定めるすべてを満たすものとする。

- (1) 防犯カメラの機能要件が別表に掲げるものであること。
- (2) 公道等を撮影するものであること。
- (3) マンション等の住宅、駐車場、事業所、神社、仏閣等の私有財産の管理に供せられる目的で撮影するものでないこと。
- (4) 会館等の公有財産の管理に供せられる目的で撮影するものでないこと。
- (5) 防犯カメラを設置する地域の合意が形成されていること。
- (6) 防犯カメラを私有地に設置する場合にあっては、当該私有地の所有者等の承諾を得られていること。
- (7) 以下の項目を含む管理運用規定が定められていること。
 - ア 管理責任者の設置及び管理責任者等の守秘義務
 - イ 撮影していること及び設置者の名称の明示
 - ウ 記録した映像の保管方法・保管期間・保管期間終了後の消去方法
 - エ 記録した映像の利用・提供の制限
 - オ 苦情処理対応
 - カ その他防犯カメラの運用に関すること。
- (8) 防犯カメラ設置及び設置者の名称を明示する標識を掲出すること。
- (9) 防犯カメラ設置場所について検討された結果を示す図面（地域安全マップ）の提出があること。

(10) 当該年度の3月31日までに事業完了の見込みがあること。

(補助対象経費)

第4 当事業の補助対象経費は、次に定めるものとする。

- (1) カメラ、モニター、レコーダー又はその他の防犯カメラシステムを構成する機器及び防犯カメラの設置を明示する標識の購入に要する経費
- (2) 上記機器等の取り付け又は設置工事に要する経費

附則

この基準は、令和5年4月1日より適用する。

別表（第3関係）

種別	機能要件
カ メ ラ	① 有効画素数が38万画素以上であること。 ② カラー画像であること。 ③ 作動時間が1日24時間であること。 ④ 夜間でも人物等が識別できる撮影機能があること。 ⑤ 屋外用として使用できる防雨機能があること。
レコーダー	① 記録時間が1日24時間及び7日間以上であること。 ② 記録間隔が1秒間に4コマ以上であること。 ③ 有効画素数が38万画素以上での記録ができること。 ④ 外部記録媒体に画像が記録できる機能を有すること。